

平成 19 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名	太 陽 誘 電 株 式 会 社
コード番号	6 9 7 6 東 証 一 部
代 表 者 名	代表取締役社長 神崎 芳郎
問 合 せ 先	人事総務部部長 三宿俊雄
T E L	(0 2 7) 3 2 4 - 2 3 0 0 (代)
U R L	http://www.ty-top.com/

取締役に対するストックオプションとしての報酬額および内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、題記に関する議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社 66 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社は、企業業績との関連性の薄い従来の退職慰労金制度を平成 16 年 6 月 29 日をもって廃止し、当社の株価と当社取締役が退任時に受ける経済的利益を連動させる事により、取締役が在任中当社の業績および企業価値を向上させる経営に邁進する効果を期待し、株式報酬型ストックオプションとして退任時まで権利行使が禁止される新株予約権を、毎期の株主総会でご承認いただき、社外取締役以外の取締役に付与してきました。

会社法施行により取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は「取締役に對する報酬等」の一部であると位置づけられたため、(1) 従来どおり、過去 1 年間の取締役の職務に対するストックオプション報酬として新株予約権を付与する議案、および(2) 取締役の報酬額改定と併せて平成 20 年 3 月期事業年度以降の毎事業年度の取締役の職務に対するストックオプション報酬枠を設定する議案の 2 議案について、ご承認をお願いするものであります。

2. 議案の内容

上記(1)、(2)の議案とも、ストックオプション報酬として、新株予約権を年額 1 億 5 千万円(新株予約権割当日の終値を用いたブラック・ショールズモデルにより算出された公正価値)の範囲で付与することをお願いするものであります。

なお、ストックオプション報酬の付与対象者には社外取締役を含まないものとします。

3. スtockオプションとしての新株予約権の内容等

上記金額の範囲内でストックオプションとして発行する新株予約権の内容等は、(1)、(2)の議案とも次のとおりとし、具体的な発行要領は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 50,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う。

②新株予約権の総数

50 個を上限とする。

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（付与株式数）は 1,000 株とし、当社が上記①の調整を行う場合には、同様に新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数の調整を行う。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の目的となる株式 1 株あたりの払込金額（行使価額）は 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

④新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日の翌日から 20 年間を経過する日までの期間内で、取締役会が定める。

⑤新株予約権の権利行使の条件

上記④にかかわらず、新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 10 日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

⑥新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権のその他の内容

取締役会において定める。

以 上